

令和 7 年（2025 年）

第 11 回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和 7 年（2025 年）11 月 19 日 開催

大阪狭山市教育委員会

第11回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和7年（2025年）11月19日（水）

午後2時00分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員（5名）

竹谷 好弘	教育長
山田 順久	教育長職務代理者
井上 寿美	委員
内田 幸子	委員
鶴川 和水	委員

出席事務局の職員

寺下 憲志	教育監
山田 裕洋	教育部長
浜口 亮	こども政策部長
吉田 耕太郎	こども政策部こども家庭支援担当部長
山本 泰士	こども政策部理事
山本 一幸	教育部次長
岩間 かおり	こども政策部次長兼こども家庭支援グループ課長
森口 健次	教育政策グループ課長
畠辻 旭秀	生涯学習グループ課長
牧 宏幸	こども育成グループ課長
神楽所 保則	教育政策グループ学校給食担当課長
荒川 郁代	教育政策グループ参事
榑本 敏彦	生涯学習グループ参事

書記

安達 奈津芽 教育政策グループ課長補佐

議事日程

開会

教育長活動報告

議事

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第20号 | 大阪狭山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について |
| 日程第 2 | 議案第21号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 3 | 議案第22号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 4 | 議案第23号 | 令和 7 年度（2025年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第 7 号 教育委員会関係）について |
| 日程第 5 | 報告第29号 | 大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例（案）のパブリックコメントの実施について |

閉会

○各グループの報告事項

教育部長（山田裕洋）

それでは、第11回教育委員会定例会議、教育長、よろしくお願ひいたします。

教育長（竹谷好弘）

皆様、改めまして、こんにちは。

ただいまより令和7年の第11回の教育委員会定例会議を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、議事録の署名委員は、会議規則によりまして、山田教育長職務代理者と井上委員を指名いたします。

教育長の活動報告でございます。

議事日程を1枚めくっていただきまして、主な内容をご報告いたします。

10月29日に総合教育会議を行いました。このときは、未来に輝く教育のまち条例についての意見交換などを行いました。

それと同じ日ですけれども、大阪・関西万博学習に係る教育長表敬訪問と書いておりますが、これは、小中代表の子どもたちから万博学習の報告を受けまして、意見交換を行ったというものでございます。

次のその下の10月30、31日は、近畿都市教育長協議会研究協議会ということで、大津市のほうへ研修に参加をいたしました。

11月3日は表彰式ということで、式辞を述べました。教育委員の皆さん、ご出席ありがとうございました。

それから11月11日、学校公開と書いております。南第三小学校、ここはＩＣＴの小規模特認校ということで、取組の様子を見学いたしました。この日、同時に四條畷市からの教育委員会の視察もございまして、教育長はじめ教育委員会の方々が見に来られ、対応したというところでございます。

その他、各種会議等に出席しております。

報告は以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、早速ですけれども、議事に移りたいと思います。

本日の議案です。日程第1、議案第20号、大阪狭山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

こども育成グループ課長（牧宏幸）

それでは、大阪狭山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましてご説明をいたします。

少し長くなりますが、座ってご説明させていただきます。

まず、本条例につきましては、9月の定例会におきましてご案内をさせていただきましたように、本条例の新規制定に際しまして、令和7年10月6日月曜日から27日月曜日までの間でパブリックコメントを実施させていただきました。こちらについては意見がございませんでしたので、そのときにご案内をさせていただきました素案を修正することなく、議案として提案をしております。

それでは、制定の内容等につきましてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、2ページ、条例案のところをご覧ください。

まず、制定の理由でございますけれども、令和6年6月12日に公布されました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により児童福祉法が改正され、乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、市町村については、乳児等通園支援事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされたことから、本

市においても、同法第34条16第1項の規定に基づきまして本条例を制定するものでございます。

次に、制定する条例の概要でございます。ページにございますように、まず本条例につきましては、本市が本事業の認可の適否を判断するため、乳児等通園支援事業を行う事業者が遵守するべき設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。条例の制定に当たっては、児童福祉法の規定によりまして、内閣府令に従い、または、これを参照することとされておりまして、本市においては特段の事情がないため、国が策定した乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準のとおりとしております。

制定する条例案でございますけれども、まず第1条といたしまして、条例の趣旨について定めることといたしました。

続きまして、第2条関係といたしまして、条例で使用する用語の定義について定めることといたしました。

第3条関係といたしまして、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準につきましては、第4条に定めるもの以外については、内閣府令の規定によることといたしました。

続いて、第4条関係といたしまして、乳児等通園支援事業者は、暴力団等に該当してはならないことといたしました。

続いて、附則第2項関係でございます。

こちらについては、3ページの新旧対照表も一緒にご覧いただければと思いますけれども、第2項関係といたしまして、本条例の制定に伴いまして、大阪狭山市附属機関設置条例に定める大阪狭山市児童福祉審議会の所掌事務に乳児等通園支援事業の認可についての審議を加えることといたしました。

なお、施行期日については、公布の日から施行することとしております。

参考資料といたしまして、国の定めておりま

す基準を添付させていただいております。こちらの個別の内容につきましては、9月のパブリックコメントの際に内容についてはご説明をさせていただいておりますので、本日は割愛をさせていただきたいと思います。

なお、直前になりました資料のほう差し替えをさせていただきましたが、こちらについては、国の基準が11月14日付におきまして改正がなされたというところで、資料の差し替えをさせていただいております。

この資料の改正の内容につきましては、基本的なところについては、文言、特に乳児等通園支援事業者と事業所という言葉の使い分けのところの整理等、国の方で整理された部分が改正の内容となっておりまして、大きくこの事業の基準を変更するものではございませんので、ご理解いただければと思います。

以上、簡単ではございますけれども、ご説明とさせていただきます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

続きまして、日程第2、議案第21号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

生涯学習グループ課長（畠辻旭秀）

それでは、生涯学習グループよりご説明させていただきます。

資料につきましては、4ページ、5ページになります。

こちら、議案第21号、指定管理者の指定につ

いてと議案第22号につきましては、関係する議案になりますので、併せてご説明をさせていただきます。

こちらの議案につきましては、大阪狭山市立公民館及び大阪狭山市立社会教育センターと大阪狭山市立図書館の指定管理者の指定についてでございます。

これら市立公民館、図書館や社会教育センターを含めた本市の多くの公共施設につきましては、1970年代に建設されたものが多く、建物や設備の老朽化が一斉に進んでいる状況から、令和5年3月に策定された大阪狭山市公共施設再配置方針において、令和5年度から令和14年度までの10年間の短期的な期間で再配置、施設の機能の見直しや建て替えの検討を行う施設として位置づけられております。

さらに、令和6年9月に策定されました大阪狭山市の公共施設再配置計画第一期（2025年度～2032年度）の計画及び令和7年度3月に策定されました今熊地区周辺エリア複合施設整備事業基本構想によりまして、これらの施設と同様に老朽化が進んでおります福祉施設とその機能を集約、複合した新たな複合施設を建設することにより、施設の総面積の圧縮を図りながら、機能の充実、サービスの向上を目指すことが示されました。

これに伴いまして、基本構想で提示されました今後の想定スケジュールに基づきまして、新たな複合施設は令和12年度にオープンする予定となっておりまして、現施設からの円滑な移行と、これまで長年にわたって蓄積された管理運営ノウハウを活用することによりまして、利用者に対する安定した行政サービスの提供を期待し、お手持ちの資料の4ページと5ページの議案のとおり、大阪狭山市立公民館、大阪狭山市立社会教育センターにつきましてはアクティオ株式会社、大阪狭山市立図書館につきましては

株式会社図書館流通センターと、それぞれ現指定管理者を公募によらない候補者として指定することを提案するものでございます。

本日ご承認いただきましたら、指定管理者の候補として12月の定例議会に議案として提案し、可決後、協定の締結を経て、令和8年4月1日から3年間、指定管理者として当該施設の管理運営を行っていただくことになります。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議、ご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明は議案第21号と第22号の説明が同時にされておりますので、質疑についても両方併せての質疑ということにさせていただきます。

何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決は1議案ずついきます。

議案第21号、指定管理者の指定について可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

議案第22号、指定管理者の指定についてを議題といたしまして採決をしたいと思います。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

続きまして、日程第4、議案第23号、令和7年度（2025年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第7号 教育委員会関係）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育政策グループ課長（森口健次）

それでは、日程第4、議案第23号、令和7年度（2025年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第7号 教育委員会関係）につきましてご説明いたします。

本件につきましては、予算関連所属が複数ございますので、教育政策グループから一括してご説明いたします。

資料につきましては、令和7年度大阪狭山市一般会計補正予算（第7号 教育委員会関係）をご覧ください。

まず、歳入でございます。

資料7ページをご覧ください。

国庫支出金の民生費国庫負担金、児童福祉費負担金、児童手当国庫負担金（過年度追加交付分）につきましては、令和6年度児童手当支給額に対する追加交付といたしまして242万8,000円を計上するものでございます。

次に、同じ項目の児童扶養手当国庫負担金（過年度追加交付分）につきましても、令和6年度児童扶養手当支給額に対する追加交付といたしまして72万1,000円を計上するもので、歳入合計314万9,000円の増額補正でございます。

次に、歳出でございますが、8ページをご覧ください。

まず、民生費の児童福祉管理事業では、延長保育事業や放課後児童健全育成事業等に対する子ども・子育て支援交付金超過交付返還金で766万1,000円、民間保育園等対策事業では、保育体制強化事業に対する保育対策総合支援事業費国庫補助金超過交付返還金で202万3,000円、児童福祉施設入所事業では、児童福祉施設入所費国庫負担金超過交付返還金で25万3,000円、同じく府費負担金超過交付返還金で12万7,000円、母子家庭等対策総合支援事業では、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金超過交付返還金で247万1,000円、子ども・子育て支援給付

事業では、施設型給付費等に対する子どものための教育・保育給付費国庫負担金超過交付返還金で3,207万7,000円、同じく府負担金超過交付返還金で2,440万8,000円、子育てのための施設等利用給付費国庫負担金超過交付返還金で34万8,000円、同じく府負担金超過交付返還金で17万4,000円、児童手当支給事業では、子ども・子育て支援事業費補助金超過交付返還金で10万2,000円を計上するものでございます。

次に、教育費の幼稚園振興費、子ども・子育て支援給付事業では、施設型給付費等に対する子どものための教育・保育給付費国庫負担金超過交付返還金で708万1,000円、同じく府負担金超過交付返還金では354万1,000円、子育てのための施設等利用給付費国庫負担金超過交付返還金で194万5,000円、同じく府負担金超過交付返還金で97万3,000円を計上し、歳出合計といたしまして8,318万4,000円の増額補正でございます。

私からの説明は以上でございます。ご質問等ございましたら、各担当グループから詳細につきましてご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

続きまして、日程第5、報告第29号、大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例（案）のパブリックコメントの実施についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育政策グループ参事（荒川郁代）

日程第5、報告第29号、大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例（案）のパブリックコメントの実施について説明させていただきます。

資料は9ページ、10ページ、別紙の資料の1から6でございます。

条例案につきましては、10月29日の総合教育会議において、事務局から、別紙で添付しております資料の3から6のアンケートの結果を説明し、教育委員としてのご意見を頂戴し、市長の考え方も示し、条例の再提案に向けた意見交換を行ったところです。

これを受けて、資料1が条例案、資料2が条例の逐条解説となっております。

この条例案のパブリックコメントを実施し、皆様から広くご意見を募集するものでございます。

公表方法は、市ホームページに掲載するとともに、市役所教育政策グループ、情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、市民活動支援センター、市立公民館、図書館等で閲覧していただけます。

募集期間は、令和7年12月1日から令和8年1月5日の必着でございまして、期間中に到達したご意見を対象といたします。

応募資格は、市内在住・在勤・在学の方、利害関係者などでございます。

応募方法は、オンライン、市ホームページのL o G o フォーム、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールで、住所、名前、電話番号、通勤・通学の場合は会社名、学校名、団体の場合は団体名で、ご意見を添付しての提出となります。

いただいたご意見は、個別の回答は行いませんが、1月の教育委員会議で主な意見と市の考え方をお示しし、市ホームページで一定期間公表し、3月定例月議会に提案いたします。

以上、非常に簡単な説明ではございますが、

ご報告いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、本件は以上でございます。

本日の議案は、以上でございます。

これをもちまして、本日の定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員